

一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会 遺伝性腫瘍専門医制度(経過措置)の申請に関して

一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会は腫瘍学と遺伝学に精通し、遺伝性腫瘍に関する適切な医療を推進できる優秀な人材の養成、遺伝性腫瘍に関する知識の普及と医療活動の向上、以って国民の福祉への貢献を目的に、遺伝性(旧称 家族性)腫瘍専門医を認定する。

遺伝性腫瘍専門医制度小委員会(以下、制度小委員会)では、本専門医制度の開始に際して、下記の通り10年間のみ適用される経過措置の資格にて申請を受け付ける。

1. 遺伝性腫瘍専門医制度(経過措置)の申請対象となる基本領域学会専門医

制度委員会が認める基本領域学会専門医(日本内科学会, 日本小児科学会, 日本皮膚科学会, 日本精神神経学会, 日本外科学会, 日本整形外科学会, 日本産科婦人科学会, 日本眼科学会, 日本耳鼻咽喉科学会, 日本泌尿器科学会, 日本脳神経外科学会, 日本医学放射線学会, 日本麻酔学会, 日本病理学会, 日本臨床検査医学会, 日本救急医学会, 日本形成外科学会, 日本リハビリテーション医学会), および総合診療専門医, 日本内科学会認定内科医、日本外科学会認定登録医。

2. 経過措置としての申請資格が適用される期間

2017年度より2026年度まで10年間。

3. 経過措置としての申請資格

- (1) 継続して1年以上、日本遺伝性腫瘍学会の会員である者。
- (2) 遺伝性腫瘍の臨床に関連した10例以上の症例を担当もしくは陪席すること。
(経験症例概要計10例、うち詳記3例を提出する。)
- (3) 日本遺伝性腫瘍学会学術集会に計2回以上出席しなくてはならない。学術集会出席に、日本遺伝性腫瘍学会所属の有無は問わない。
- (4) 申請時から遡って過去5年間に、遺伝性腫瘍に関連した論文(総説を含む)を1編以上、誌上発表すること。共著者も含む。
(申請時から遡って過去5年間に、学術集会での遺伝性腫瘍に関連した演題発表は、計2回を誌上発表1編と見なすことができる。共同演者も含む。)

4. 遺伝性腫瘍専門医(経過措置)の申請手続

経過措置としての申請資格により専門医試験の申請を希望する者は、次の各号に掲げる書類に所定の手料を添えて、制度小委員会に提出しなければならない。

- (1) 遺伝性腫瘍専門医認定(経過措置)申請書

- (2) 履歴書
- (3) 医師免許証の写し
- (4) 遺伝性腫瘍専門医の対象となる各科専門医認定証の写し
- (5) 遺伝性腫瘍の臨床に関連した経験症例概要計 10 例、うち詳記 3 例
- (6) 日本遺伝性腫瘍学会学術集会の参加証、2 回分の写し
- (7) 遺伝性腫瘍に関連した論文 1 編の写し

5. 遺伝性腫瘍専門医の認定について

制度小委員会において審議し、遺伝性腫瘍専門医としてふさわしいと認めた者を日本遺伝性腫瘍学会理事会に推薦し、日本遺伝性腫瘍学会理事長が遺伝性腫瘍専門医に認定する。

6. 遺伝性腫瘍専門医認定等に必要な手数料

遺伝性腫瘍専門医の認定等に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 遺伝性腫瘍専門医認定試験受験料 30,000 円
- (2) 遺伝性腫瘍専門医認定手数料 10,000 円 (5 年間分)

*一旦受領した費用は返還しない。

7. 筆記試験・面接試験の合格有効期限

筆記試験と面接試験のどちらか一方が合格し、他方が不合格だった場合、合格した方の試験は 2 年間（翌年・翌々年まで）、再試験を免除される。